

令和5年5月2日

保護者様

甘楽町立甘楽中学校  
校長 井上 高広

### 5月8日以降の学校における感染症対策について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に御協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、国および県教育委員会より、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症について」等の通知がありました。これを受け、町教育委員会とも協議のうえ、5月8日以降、下記の通りとさせていただきます。

御理解と御協力をお願いいたします。

#### 記

- 生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法19条の規定に基づく季節性インフルエンザ等と同様の出席停止となります。（出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、一日を経過するまで」です。）
- 家族内に体調不良の方がいる場合でも本人に症状がなければ登校できます。
- これまでもお示ししている通り、学校教育活動においてマスクの着用は求めません。（ただし出席停止解除から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します）
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても
  - ① 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
  - ② 適切な換気の確保
  - ③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導などの指導を大切にします。
- 地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じて
  - ① 「近距離」「対面」「大声」での会話を控えること
  - ② 生徒間に触れあわない程度の身体的距離を確保することなどの措置を一時的に講じます。

甘楽町立甘楽中学校  
Tel：0274-67-0055  
担当：教頭（江原）